

議案第70号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

第7条の3中「第16条」を「第16条及び第16条の3」に改め、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第11条中「第16条」を「第16条及び第16条の3」に改め、同条第2号イ中「第72条の3第1項」を「第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項」に改める。

第16条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第2項中「、第10条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第3項」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児

に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条又は第10条の4の規定により算定した額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第10条の4」とあるのは「第11条の4又は第11条の7」と、第2項中「第10条」とあるのは「第11条の4」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条又は第10条の4の規定により算定した額から、当該額に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第10条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額とする。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第10条の4」とあるのは「第11条の4又は第11条の7」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第10条第2項」とあるのは「第11条の4第2項」と、第5項中「第10条」とあるのは「第11条の4」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第4条第1項の改正規定及び次項の規定は令和4年1月1日から、その

他の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、令和4年1月1日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額の見直しを行うため、並びに国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の軽減措置等を定めるため、及び引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。